

# 旧宮川町1丁目小児童遊園跡地の 売却に係る随時募集(先着順)案内書



## 津 島 市

【お問い合わせ先】

総務部財政課管財・営繕グループ

電話 0567-55-9616

## 目 次

頁

### 旧宮川町 1 丁目小児童遊園跡地の売却に係る随時募集(先着順)案内書

○ 随時募集(先着順)による市有財産の売払い実施要領 . . . . .	1
○ 市有財産の随時募集(先着順)による売払いの流れ . . . . .	4
○ 土地売買契約書(案) . . . . .	5
○ 物件調書等 . . . . .	9
○ 様式 . . . . .	12
○ 記入例 . . . . .	15

## 随時募集(先着順)による市有財産の売払い実施要領

一般競争入札によって落札されなかった旧宮川町1丁目小児童遊園跡地について随時募集(先着順)により売払います。なお、申込み時点で既に売却されている場合や、都合により売却を中止する場合がありますので、事前にご確認ください。

(売払物件)

第1 売払物件は、次のとおりです。

- 1 所在地 津島市宮川町1丁目23番12 134㎡(公簿面積)  
(詳細については別紙物件調書のとおり)
- 2 売払価格  
5,990,000円

(申込資格)

第2 申込資格の要件については、次の要件を全て満たしている国内に本店を有する法人または国内に住所を有する個人とします。

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- 3 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 4 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められないこと。
- 5 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したと認められないこと。
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められないこと。
- 7 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められないこと。
- 8 次の用途に供しようとししないこと。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用
  - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用

9 法人の場合は、次のいずれの項目にも該当すること。

(1) 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

(3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められないこと。

(4) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が第4号から第7号及び第9号(3)のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められないこと。

(契約の条件)

第3 契約の条件については、本要領及びその他市が提示する書類等をよく確認のうえ、申込みしてください。

(申込み)

第4 購入希望者は、事前に先着順随意契約申込書に必要な書類を添えて提出しなければいけません。なお、原則郵送による申込みは受け付けません。

申込みの受付期間は、次のとおりです。

1 受付期間 令和3年1月4日（月）から

（ただし、土・日曜日、祝日を除く）

2 受付場所 津島市役所総務部財政課（本庁舎3階）

3 受付時間 午前9時から午後5時

(決定方法)

第5 買受人の決定は、有効な受付の先着順に、書類審査により決定します。ただし、同時に複数の者からの申込みがあった場合は、抽選により受付の順番を決定します。受付後、市において審査を行い、購入者決定通知書により結果を通知します。

(契約の締結等)

第6 買受人は、購入者決定通知を受けた日から14日以内に別添様式の契約書により契約を締結しなければなりません。なお、契約は、市が買受人とともに契約書に記名押印した時に確定します。

契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

(契約保証金)

第7 買受人は、契約の締結と同時に契約保証金599,000円を市の発行する「納入通知書兼領収書」により納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。

(売買代金の支払期間)

第8 売買代金は、契約締結と同時に支払う場合を除き、市の発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日（契約日から1ヶ月程度の予定）までに支払わなければなりません。売買代金が期日までに支払われなかった場合には、売買契約を解除したうえ、契約保証金は市に帰属します。

(所有権の移転)

第9 売買代金が完納された場合は、所有権の移転があったものとし、直ちに物件を引き渡します。

所有権の移転登記は、物件引き渡し後、買受人が行います。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、津島市財務規則及びその他の関係法令の定めるところによります。

土地売買契約において、津島市は土地引渡し後における当該土地等に係る瑕疵担保責任を負いません。

なお、買受人が、土地引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても、売買代金の減額、返金若しくは損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。

## 市有財産の随時募集（先着順）による売払いの流れ

### 1. 申込み

- (1) 受付期間 令和3年1月4日（月）から随時（土・日曜日、祝日を除く）
- (2) 受付場所 総務部財政課（津島市役所3階）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時
- (4) 提出書類

〔法人・個人共通〕

- ・先着順随意契約申込書
- ・誓約書
- ・国税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・都道府県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）
- ・市町村税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）

〔法人が申し込む場合〕

- ・法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）

〔個人が申し込む場合〕

- ・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載の無いもの）
- ・身分証明書の写し（公的機関が発行し、顔写真が入ったもの）

### 2. 買受人の決定

買受人が決定したら購入者決定通知書を送付します。

### 3. 契約

買受人は、購入者決定通知を受けた日から14日以内に契約を締結していただきます。契約締結時に契約保証金として、599,000円を市が発行する納付書により納付してください。

### 4. 売買代金の納付

売買代金の残金は、売払価格から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額となります。市が発行する「納入通知書兼領収書」により、市の指定する期日（契約日から1ヶ月程度の予定）までに納付していただきます。

契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除のうえ契約保証金は津島市に帰属することになりますので注意してください。

### 5. 所有権の移転等

売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を引き渡します。所有権の移転登記は、売買代金完納が確認された後、買受人が管轄法務局に対して行います。

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税などその他契約に必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

## 土地売買契約書（案）

売渡人 津島市（以下「甲」という。）と買受人 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次のとおり土地売買契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （売買物件）

第2条 甲は、乙に対し、甲の所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受ける。

所在地	地目	公簿地積（㎡）
津島市宮川町1丁目23番12	公園（現況：宅地）	134㎡

### （売買代金）

第3条 売買代金は、金 5,990,000円とする。

なお、この物件の売買は公簿によるものとし、甲及び乙は、この物件の公簿面積と実測面積との間に差異があっても互いに異議を述べず、また売買代金の増減を請求しないものとする。

### （契約保証金）

第4条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金599,000円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納入通知書兼領収書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当する。

4 この契約の締結後、売買代金の納入期限までに乙がこの契約の解除を申し出たとき又は乙がこの契約に定める義務を履行しないことを理由として、この契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は甲に帰属し、甲は、その返還義務を負わないものとする。

### （売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納入期限は、令和○○年○○月○○日とする。

2 乙は、前項の納入期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する納入通知書兼領収書により、甲の指定する場所において納付しなければならない。

(所有権の移転及び物件の引き渡し)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定によりその所有権を乙に移転したときは、乙に対し現況のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後に、乙は、所有権移転登記をすることができる。なお、所有権移転登記手続に要する登録免許税等の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から前条の規定により売買物件を甲が乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合)

第9条 乙は、この契約締結後、1年以内に売買物件に直ちに発見することができない本契約に適合しないもの（以下「契約不適合」という）を発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に該当する場合は、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引き渡しの日から1年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(使用等の禁止)

第10条 乙は、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの



(実地調査等)

第11条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙が第10条に定める義務に違反した場合は、甲は売買代金の3割に相当する違約金を乙に請求することができる。

2 乙が前条に定める義務に違反した場合は、甲は売買代金の1割に相当する違約金を乙に請求することができる。

3 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(原状回復義務)

第14条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、乙の費用をもって売買物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合には、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、納入済みの売買代金から

契約保証金相当額を控除した額を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

2 甲は、第13条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用を補償しない。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合においては、乙が第16条に定める損害賠償を支払う義務があるときは、乙に返還する売買代金の全部又は一部と当該損害賠償金とを相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

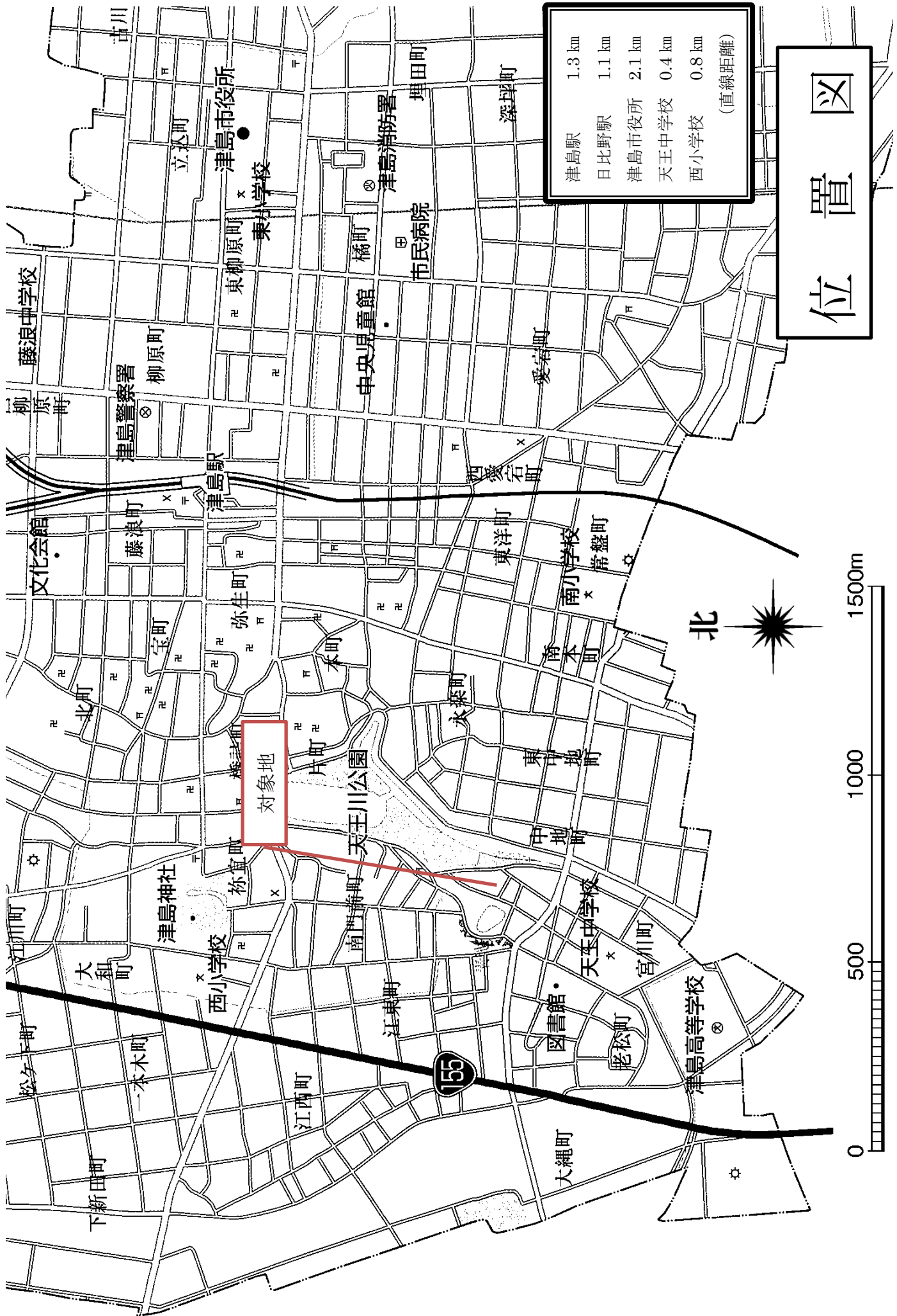
令和 年 月 日

住 所 津島市立込町2丁目21番地  
甲 津島市  
氏 名 津島市長 日 比 一 昭

住 所  
乙  
氏 名

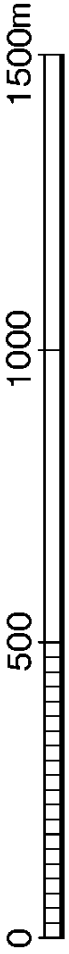
## 物 件 調 書

所在地	津島市宮川町1丁目23番12				
地積	134㎡	地目	公園(現況:宅地)	形状	ほぼ台形
最低売払価格	金5,990,000円				
道路幅員及び 接面状況等	西側で幅員5.0mの市道に接面しています。				
法令等に基づく制限	都市計画地域	市街化区域			
	用途地域	第一種中高層 住居専用地域	特別用途地区	無	
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	高度利用地区	無	防火地域	無	
	日影規制	有	その他	無	
私道の負担等	なし				
供給施設 状況	供給施設	引込状況	事業所名	電話番号	
	上水道	可	津島市上下水道部	0567-24-1111	
	公共下水道	不可			
	電気	可			
	都市ガス	可	津島ガス(株)	0567-28-1331	
交通機関	名古屋鉄道	津島駅 北東 1.3km	日比野駅 南東 1.1km		
公共機関 (直線距離)	津島市役所	北東 2.1km	西小学校	北 0.8km	
	天王川公園	東 0.1km	天王中学校	南 0.4km	
近隣の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧宮川町1丁目小児童遊園跡地です。</li> <li>・天王川公園近くの閑静な住宅街の中にあります。</li> <li>・近隣地域には、幹線道路沿いに商業施設、販売店、飲食店等の小型店舗があります。</li> <li>・上水道については、西側道路にダクタイル铸铁管φ50mmが配管されていますが、新たに給水装置を設置する場合、分担金手数料等を収めて頂く必要があります。</li> <li>・現況有姿での引渡しとなります。</li> </ul>				

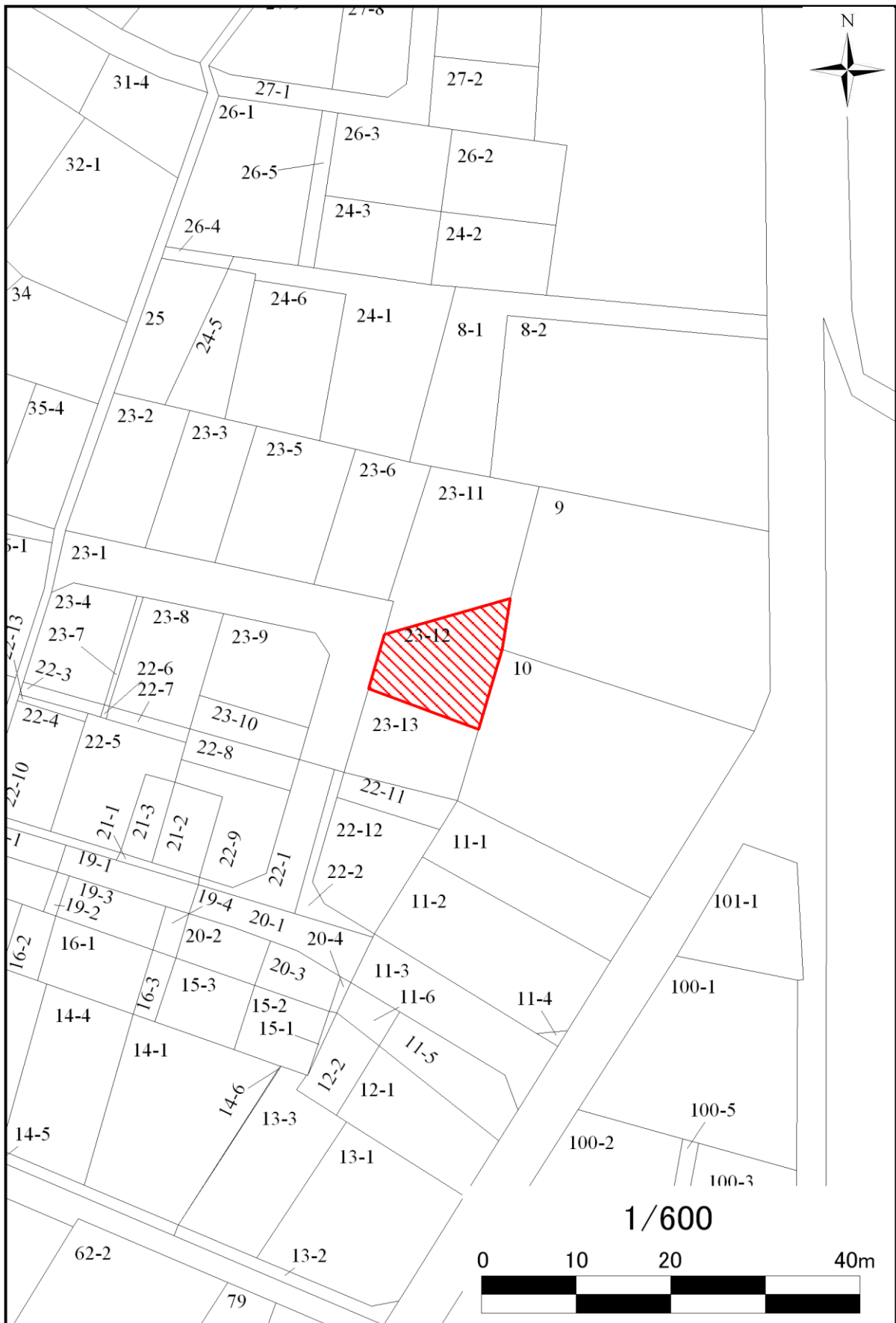


# 位置図

津島駅	1.3 km
日比野駅	1.1 km
津島市役所	2.1 km
天王中学校	0.4 km
西小学校	0.8 km
(直線距離)	



# 地番図 <宮川町1丁目小児遊園>



※平成22年1月1日時点の地番図を使用

## 先着順随意契約申込書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称

及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

別紙誓約事項を誓約し、下記のとおり関係書類を添えて参加申し込みます。

### 記

#### 1 物件

所在地 津島市宮川町1丁目23番12

地 積 134 m<sup>2</sup>

#### 2 利用目的及び用途

(注) 以下の書類を添付してください。

- ・誓約書
- ・国税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)
- ・都道府県税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)
- ・市町村税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)

#### 【法人の場合】

- ・法人の登記簿謄本 (現在事項全部証明書)

#### 【個人の場合】

- ・住民票の写し (個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの)
- ・身分証明書の写し (公的機関が発行し、顔写真が入ったもの)

# 誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

氏名又は名称

及び代表者名

印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

## 記

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当していません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 3 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 4 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したことはありません。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していません。
- 6 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- 8 次の用途に供しようとしません。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- 9 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていません。また、更生手続開始の決定を受けていません。
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていません。また、再生手続開始の決定を受けていません。
- 12 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が第3号から第7号及び第8号(2)から(4)のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したことはありません。
- 13 随時募集(先着順)による市有財産売払い実施要領等に記載されている条件等について厳守します。



**記入例 1**

※必要書類を添付して提出してください。

**先着順随意契約申込書**

令和〇年〇月〇〇日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

申請者

住 所 愛知県津島市〇〇町〇〇番地

氏名又は名称

及 び 代 表 者 名 津 島 太 郎



連絡先 (平日の日中に連絡の取れる連絡先)

別紙誓約事項を誓約し、下記のとおり関係書類を添えて参加申し込みます。

記

1 物件

所在地 津島市宮川町1丁目23番12

地 積 134㎡

2 利用目的及び用途

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(注) 以下の書類を添付してください。

- ・誓約書
- ・国税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)
- ・都道府県税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)
- ・市町村税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明書)

**【法人の場合】**

- ・法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)

**【個人の場合】**

- ・住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの)
- ・身分証明書の写し (公的機関が発行し、顔写真が入ったもの)

## 記入例 2

※先着順随意契約申込書とあわせて提出してください。

### 誓 約 書

令和〇年〇月〇〇日

(宛先) 津島市長 日 比 一 昭

普通財産譲渡申請書  
に押印した印を使用  
してください。

氏名又は名称

及び代表者名 津 島 太 郎

印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

#### 記

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当していません。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 3 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- 4 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等したことはありません。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していません。
- 6 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していません。
- 7 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していません。
- 8 次の用途に供しようとしません。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これらに類するものの用

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用
- 9 津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていません。
- 10 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていません。また、更生手続開始の決定を受けていません。
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていません。また、再生手続開始の決定を受けていません。
- 12 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が第3号から第7号及び第8号(2)から(4)のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したことはありません。
- 13 随時募集(先着順)による市有財産売払い実施要領等に記載されている条件等について厳守します。